

学校園長 様

新潟市立新津第一幼稚園

組

園児氏名

療養解除届 (新型コロナウイルス感染症用)

上記の者は、新型コロナウイルス感染症により療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過しましたので本届を提出します。

発症日 : 月 日

症状が軽快した日 : 月 日

登校開始日 : 月 日

年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。この間は、他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。

【発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで】

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態です。

<例>

【発症後4日目に症状が軽快した場合】							【発症後5日目に症状が軽快した場合】							
6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症						登校可能	発症							
				0日目	1日目							0日目	1日目	
				症状軽快								症状軽快		登校可能

- ・ 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- ・ 療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。